

## 自立支援医療（育成医療）のご案内

### 育成医療とは

身体に障害を有する18歳未満のお子さんで、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

よって、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

### 対象となる障害と医療の範囲（例）

1. 視覚障害・・・白内障、先天性緑内障等
2. 聴覚障害・・・先天性耳奇形→形成術
3. 言語障害・・・口蓋裂等→形成術、唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽喉閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者
4. 肢体不自由・・・先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、及び義肢装着のための切断端形成術など
5. 内部障害・・・中心静脈栄養法（小腸機能障害）、ペースメーカー埋込み術、心臓移植後の抗免疫療法（心臓機能障害）、肝臓移植後の抗免疫療法（肝臓機能障害）、抗HIV療法（HIVによる免疫機能障害）等

### 申請の流れ

市の窓口で申請 → 医師の判定 → 判定結果 → 受給者証の交付

※申請から交付されるまでの期間は1ヶ月くらいです。

## 申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
- ・ 印鑑（朱肉を使って押すもの）
- ・ 健康保険証
- ・ 指定医療機関の医師の診断書（意見書）
- ・ 世帯に属するものの課税証明書（ただし、市町村民税等調査同意書の提出がある場合は必要ありません。多賀城市に税情報がない方は当該年度の課税証明書が必要です。）

■ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

多賀城市保健福祉部社会福祉課障害福祉係

電話 022-368-1141 内線 165～168

FAX 022-368-1747